

「ステルスマーケティングに関する検討会報告書（案）」に関する意見について

2022年12月15日
一般社団法人新経済連盟

該当箇所	意見・理由
<p>5（4）ア（ア）事業者が表示内容の決定に関与したとされるものについて</p> <p>P39</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者が第三者（著名人やインフルエンサー）に対して、当該事業者の商品又は役務について表示してもらうことを目的に、当該商品又は当該役務を無償で提供するなどの結果として、当該第三者が当該事業者の目的に沿う表示を行うなど、当該第三者の自主的な意思による表示とは客観的に認められない場合。 	<p>【意見】</p> <p>例示であってその事例に限定されるものではないことを明記した上で、もう少し具体的な該当事例を複数掲載すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>事業者がステルスマーケティングを防止するための取組を自ら行うにあたって、悪い具体例と問題ない具体例の両方を認識することで、予見可能性が高まるところ、悪い事例については抽象的なものしか記載がなく、事例の充実が望ましいため。</p>
<p>P40</p> <p>●「第三者の自主的な意思による表示と客観的に認められる場合」とは、第三者が事業者から表示内容について一切の情報のやり取りが行われていない場合であって、例えば、以下のような場合が考えられる。</p>	<p>【意見】</p> <p>続く事例に以下を追加すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者から、表示内容を決定できる程の関係性のない第三者へ、表示を目的とした無償提供ではなく、単なるプレゼントとして商品等の贈呈を行った結果、当該第三者が自主的な意思に基づいて表示を行ったと客観的に認められる場合。 <p>【理由】</p> <p>事業者による販促活動の過度な萎縮を招かないよう、正常な商慣習における販促活動としての商品贈呈やサンプリングは、それだけで直ちにステルスマーケティングになるわけではないことを明確にする必要があるため。</p>
<p>P40-41</p>	<p>【意見】</p>

<p>・ ECサイトにおける事業者（出店者）の商品の購入者である第三者が、自らの自主的な意思に基づき ECサイトにおいてレビュー機能により当該事業者の商品等の表示を行う場合。</p>	<p>以下を追記すべきである。</p> <p>なお、出店者が購入者に対しレビュー機能によるレビュー投稿に対する謝礼として次回割引クーポン等を配布する場合であっても、事業者（当該事業者から委託を受けた仲介事業者を含む）と購入者との間で表示内容について一切の情報のやり取りが行われておらず、投稿内容の良し悪しに関係なく一律にクーポン等が配布され、購入者が自らの自主的な意思に基づき投稿したと客観的に認められる場合には、通常、当該レビューは事業者の表示とはならない。</p> <p>【理由】</p> <p>事業者による消費者の声の収集活動の過度な萎縮を招かないよう、アンケート回答や感想投稿そのものへの薄謝進呈は、それだけで直ちにステルスマーケティングになるわけではないことを明確にする必要があるため。</p>
<p>P41</p> <p>・ 事業者が自社のウェブサイトにおいて、第三者の表示を恣意的に抽出（例えば、第三者の SNS の投稿から当該事業者の評判を向上させる意見のみを抽出する）せず、また、第三者の表示内容に変更を加えること（例えば、第三者の SNS の投稿には当該事業者の良いところ、悪いところの両方が記載してあるにもかかわらず、その一方のみの意見を取り上げること）なくそのまま引用する（第三者の表示であることが分かる内容で表示する）場合。</p>	<p>【意見】</p> <p>以下のように修正すべきである。</p> <p>・ 事業者が自社のウェブサイトにおいて、第三者の表示を恣意的に抽出（例えば、第三者の SNS の投稿から当該事業者の評判を向上させる意見のみを抽出しているにもかかわらず、そのことが消費者にわからないように表示する）せず、また、第三者の表示内容に変更を加えること（例えば、第三者の SNS の投稿には当該事業者の良いところ、悪いところの両方が記載してあるにもかかわらず、その一方のみの意見を取り上げ、もう一方の意見がないかのように表示すること）なくそのまま引用する（第三者の表示であることが分かる内容で表示する）場合。</p> <p>【理由】</p> <p>第三者が自主的な意思によって投稿した好評の SNS 投稿のみを、内容を編集せずにそのまま表示する場合、「ご好評いただいた投稿を抽出して表示している」旨がわかれば何ら誤認は招かないと思われ、また、アンケート回答の中から、「お客様から頂いたご好評の声」として好評の声を抽出する分には、悪評がないかのような誤認を生むような表示方法で</p>

	<p>ない限り、問題ないと思われるところ、現在の記載ぶりでは、その点がわかりにくく、事業者のサイトに全回答や全投稿を表示することは不可能であることから、抽出して表示する場合の適切な表示方法の例を示す必要があるため。</p>
<p>5 (4) イ (ア) 一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭となっていないものについて</p> <p>P42</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者がアフィリエイトプログラムを用いた表示を行う際に、アフィリエイトサイトに事業者の表示であることを記載していない場合 	<p>【意見】</p> <p>以下の事例を追加すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、例えば、価格比較サイト運営事業者と契約した広告主である各販売事業者が自ら当該サイトに登録した価格情報等がそのまま掲載されるような、アフィリエイト型の価格比較サイトの場合、当該価格比較サイトが、広告主である販売事業者が登録した情報を掲載しているアフィリエイトサイトであることを消費者が認識できるような記載がなされていれば、全ての価格情報等に逐一「広告」等と表示する必要はない。 <p>【理由】</p> <p>既存の事例からは、各広告主から提供された情報で構成されている価格比較サイトにおける表示方法が明らかでなく、逐一全ての情報に「広告」等と表示すべきかのように誤認されるおそれがあるため。</p>